

千葉県告示第119号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の長さ及び軸距に応じ最大25tである道路を下記のとおり定める。

令和3年3月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
千葉市道 新港17号線	千葉市美浜区新港89番1地先から 千葉市美浜区新港74番4地先まで
千葉市道 蘇我町線	千葉市中央区蘇我2丁目70番2地先から 千葉市中央区蘇我2丁目828番1地先まで
千葉市道 蘇我町98号線	千葉市中央区蘇我2丁目663番地2地先から 千葉市中央区蘇我2丁目681番地先まで

2 指定する期日

令和3年4月1日